

車 い す 等 貸 出 要 綱

社会福祉法人 里庄町社会福祉協議会

（目的）

第1条 この事業は、車いすを社会福祉法人里庄町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が貸し出すことにより、福祉の充実・向上を図ること、また、歩行困難者やその介助者の経済的負担軽減を目的とする。

（貸出期間及び利用料）

第2条 車いすを借りようとする人（以下「借受者」という。）は申請時に貸出期間を短期か長期か選択することができる。短期借受者の貸出期間は1ヶ月以内とし、更新できないものとする。また、次に利用するまでに原則3日以上間を空けること。利用料は無償とする。長期借受者の貸出期間は申請書を提出した年度の3月31日までの最長1年間で、更新可能とする。借受者は申請時に貸出期間分の月額利用料（1ヶ月300円）を本会に支払う。

（貸出対象者）

第3条 里庄町に在住する者を対象とし、在宅で生活する者に限る。

（借受者の責任）

第4条 借受者は、車いすの使用上の事故について一切の責任を負わなければならない。

2 車いすの維持管理は、借受者の責任において行わなければならない。車いすの貸出中に器具の異常その他の原因で借受者等が負傷しても、本会は賠償責任を負わない。

3 借受者は、車いすを破損（長期使用による経年劣化を含む）し、汚損し、又は紛失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、会長が損害を賠償させることが適当でないと認めるときは、この限りでない。

4 当該車いすについて、譲渡、交換、転貸及び担保に供してはならない。

（借受申請等）

第5条 借受希望者は、貸与申請書（様式第1号）を本会に提出しなければならない。また、借受者は、速やかに借受書（様式第2号）を提出しなければならない。

（事務処理）

第6条 この要綱に定めるもののほか、事務処理について必要な事項は、本会会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。